

千葉県教育委員会会議議事録

令和7年度第6回会議（定例会）

1 期 日 令和7年9月3日（水）
開会 午前10時30分
閉会 午前11時54分

2 教育長及び出席委員
教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤 直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 細川 義浩

企画管理部

企 画 管 理 部 長 原 義明
学 校 危 機 管 理 監 鈴木 真一
県 立 高 校 統 括 監 伊澤 浩二
教 育 総 務 課 長 鈴木 克之
教 育 政 策 課 長 鈴木 孝明
財 務 課 長 田中 憲一

教育振興部

教 育 振 興 部 長 吉本 明広
教 育 振 興 部 次 長 赤池 正好
学 習 指 導 課 長 増田 武一郎
特 別 支 援 教 育 課 長 松見 和樹
教 職 員 課 長 和久 純
教 職 員 課 副 参 事 金親 秀樹

企画管理部

財 務 課 主 査 奈良 謙次

教育振興部

学習指導課主幹兼学力向上推進室長 西野 将司
同 主幹 吉村 政和
同 指導主事 原 渉
学習指導課主幹兼教育課程指導室長 吉田 俊一
同 指導主事 齋藤 大資
同 指導主事 乳井 亜樹
同 副主査 小原 直樹
特別支援教育科教育課程指導室指導主事 和田 志門
教職員課主幹兼県立学校人事室長 大塚 伸昭
同 指導主事 小滝 一志

教職員課主幹兼小中学校人事室長	草刈 祥智
同	渡部 悠介
教職員課主幹兼管理室長	佐々木 恵
同 管理主事	熊倉 理恵
同 管理主事	松中 康博
同 管理主事	萩原 拓也

事務局

企画管理部教育総務課	
主幹兼委員会室長	山口 聖剛
同 副主幹	小合 基夫
同 主査	土屋 雄輝
同 主査	積田 さゆり

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 花岡 伸和 委員

6 令和7年度第5回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第31号議案から第36号議案までの議案6件、第6号報告の報告議案1件、報告1から報告4までの報告4件である。第32号議案から第36号議案までは、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員に願います。

9 審議事項

第31号議案 令和7年度末及び令和8年度公立学校職員人事異動方針について

【教職員課副参事】

人事異動の目的は、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、県民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、本県教育の一層の振興を図ることにある。この人事異動方針については、今年度は内容に係る変更はない。

「第1 一般方針」では、異動方針の柱を示している。具体的には、「適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。」ことなど、6項目を明記し、この「一般方針」を受けて、「第2 実施要項」を定めている。

「適正配置について」は、異なる学校種間の連携を推進するための異動や人事交流、同一校や同一市町村に永年勤続している者の配置換え等が主な内容である。これらのうち、(2)において、「全ての職員が」を「全ての職員の」と文言の整理をすることで表現をわかりやすくした。この他にも、5項目を明記しており、児童生徒数の変動等を見通した計画的な採用に努めるとともに、大幅交代期を踏まえた組織的な人材育成に取り組んでいるところである。また、長期的な視点での学校運営ができるよう、同一校で3年を超える校長を配置している。

今後、この人事異動方針に基づき、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校別に人事異動実施細目を定め、適正な人事配置に努めていく。

【貞廣教育長職務代理者】

第31号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第31号議案は、原案どおり可決する。

第6号報告 教育委員会所管に係る令和7年度9月補正予算案について

【財務課長】

本件は、令和7年度9月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年8月12日付けで本委員会に意見を求められたが、教育委員会会議で審議する時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、6ページのとおり、8月21日に知事に対して、本委員会として異議がない旨、回答したことを報告するものである。

教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、33億1,326万7千円の増額であり、補正後の予算額は、4,005億2,681万7千円となっている。なお、性質別内訳、項別内訳、財源内訳については、記載のとおりとなっている。

内容について、4主な事業(1)「教職員人件費(給料・手当等)」は、6月現在の人員構成で給料などの所要額を精査し、32億8,555万4千円を増額する。(2)「和解に伴う損害賠償」は、3,124万8千円を増額するものである。県立京葉高等学校で発生した、教育実習中のパワーハラスメントに係る県を提訴した事件について、裁判所から提示があった和解案に応じることとして、原告等に賠償金を支払うものである。

次に、5債務負担行為(1)「特別支援学校整備事業」は、28億2,100万円の債務負担行為を設定するものである。現在着手している葛南地区、君津地区の学校新設や、印旛特別支援学校の仮設教室棟の設置について、スロープ等の設備の充実や、既存施設の老朽化対策を行うほか、物価高騰に伴う事業費の増加に対応するため、債務負担行為を設定する。

第6号報告は終了。

報告1 令和7年度全国学力・学習状況調査分析結果について

【学習指導課長】

7月31日に令和7年度全国学力・学習状況調査調査結果を速報値として公表したところであるが、本日は、その結果を県独自に分析した概要を公表するものである。

まず、「(2)教科に関する結果の概要」では、千葉県の調査結果は、小中学校ともに全ての教科で全国とほぼ同程度の状況であった。「ウ 正答率からみる本県の課題」では、小中学校それぞれの教科ごとに、本県の課題となる設問を抽出し、解答類型と反応率を示した。

本日は、小学校算数を一例に報告する。小学校算数では、「数直線上に示された目盛りが表す数を分数で書く」という問題が出題され、県の正答率は32.4%であったが、「 $1/2 + 1/3$ 」という計算問題では、県の正答率は81.5%であった。こうしたことから、計算の仕方は身に付いているものの、数直線上の分数の意味、表し方を正しく理解できていないとい

うことがわかった。分数の意味や表し方については、すでに小学校第2学年から学習が始まるため、全国学力・学習状況調査の対象学年だけでなく、学校全体で自校の調査結果を共有し、課題解決に向けた授業改善が図られるよう周知していく。なお、各教科の詳細な結果は記載のとおりである。

続いて、「(3) 質問調査に関する結果の概要」では、近年、千葉県の課題となっていた、アからエの4つについて報告する。「ア 探究的な学び」について、「調査対象学年の児童生徒は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができているか」という学校質問では、小中学校ともに年々改善傾向が見られている。「エ 調査結果の活用」について、「令和6年度の調査結果を学校全体で教育活動の改善のために活用したか」という学校質問では、活用状況は年々改善されており、中学校の結果は全国平均と同じ94%となっている。質問調査に関する詳細な結果についてであるが、はじめに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組と各教科の正答率のクロス集計についてまとめた。グラフのとおり【学校質問25】【児童生徒質問32】のように、いずれも課題解決に向けて、自分から取り組んでいると考える学校・児童生徒ほど、各教科の正答率が高い傾向にあった。また、【児童生徒質問35】【児童生徒質問31】においても、同様の結果となっている。「各教科の平均正答率」と「社会経済的背景」と「主体的・対話的で深い学び」について、県独自に三重クロス集計をした結果であるが、「社会経済的背景」については文部科学省の調査を参考に「家にある本の冊数」を代替指標として用いた。小学校算数を例に見ると、社会経済的背景が低い状況にあっても、「主体的・対話的で深い学び」に取り組んでいると肯定的回答をした児童は、正答率が高い傾向にあった。児童生徒の実態に応じて、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善に取り組むことで児童生徒の学力を高めていけるように、引き続き「学力向上通信」等で授業改善の具体例を現場の教職員に伝えていく。「イ 児童生徒の学習時間」について、【児童生徒質問17】から、学校の授業時間以外の1日当たりの勉強時間の結果は、「3時間以上」や「2時間以上」などの長時間の学習をする児童生徒は全国平均程度いる半面、小学校においては「全くしない」や、「30分以下」という児童が全国平均以上となっている。学力層ごとの学習状況を把握するため、県独自の分析を行い、児童生徒を正答率順におおよそ同じ人数となるよう4分割し、4つの学力層に分けて学習時間とクロス集計したところ、学習時間が短いほど教科に関する正答率が低くなる傾向にあった。特に、習熟度の低い層の児童生徒に関する学習習慣の定着が必要であると考ええる。また、学習時間が長くても正答率が低い児童生徒がいることから、児童生徒に応じた課題の設定や学習方法の見直しなど、効率的・効果的な学習方法について周知等が必要であると考ええる。「ウ ICTを活用した学習状況」では、自分の考えをまとめ、発表・表現する場面など、学習活動に応じたICT機器の活用について課題が見られることから、各市町村教育委員会と連携を図りながら引き続きICTを活用した学習指導の好事例を周知するとともに、教員の研修機会を増やすなど、活用促進を図っていく。

「自分にはよいところがあるか」、「学校へ行くのは楽しいか」など、児童生徒の自己有用感、幸福感等に関する質問項目において、千葉県の経年変化を見ると肯定的回答をしている児童生徒の割合が年々高まっていることが分かった。各教科の平均正答率との相関があることから、自己有用感や幸福感の育成にも一層、取り組んでいきたい。

今後の対応として、アからキまで7つの取組を実践していく。まず、アでは、各学校が今回の調査結果、特に質問調査を分析し、自校の特徴や課題を明確にして授業改善に取り組めるようにするため、分析ツールの活用を促進すること、またイとウでは、本県の課題をまとめたリーフレットや、活用の手引きを各学校に向けて作成し、校内研修等を通じて授業改善を促すことを挙げた。エで、学力向上に特に効果をあげている取組事例の周知、オで、「主体的・対話的で深い学び」を推進する授業モデルの活用を挙げ、授業改善の強化を図る。また、カでは、家庭学習の充実、具体的には一定の家庭学習時間の確保や個に応じた課題の提供など家庭学習の質の向上等が必要であることを、学校訪問等において指導していく。そして、キにあげたように、授業や個別指導の充実を図るために、専科教員や外部人材の活用をさらに推進していく。

これらの県の学力向上施策の好事例や成果物などを、教職員により活用してもらうため、昨年度末に「CHIBAの学力向上施策一覧」を作成し、情報を一元化した。

【櫻井委員】

学習時間を確保していても、成績が振るわない児童生徒が一定数いる。そのような子供たちの心身の健康面について注視する必要があると感じる。個別最適な学びの中にも、こうした視点が含まれていると考えられることから、メンタル面のケアを含め、様々な観点から引き続き指導してほしい。

【花岡委員】

千葉県の課題を示した資料の内容が年々分かりやすくなっており、感謝している。学校質問25と児童生徒質問32の分析結果が示されているが、正答率に関わらず、勉強を楽しんでいる児童生徒は肯定的に回答すると思う。テストの結果が悪くても、教科が好き、勉強が楽しいと思う児童生徒がより一層増えていくような取組を期待したい。

【永沢委員】

学校を訪問した際、同じクラスの中でも児童生徒によって学習内容の理解度に大きな差があることを感じた。中には、授業中に取り組む意欲を失ってしまっている児童生徒の様子が見受けられた。公教育の役割として、そうした児童生徒の意欲を引き出すような手立てを、今後更にお願したい。

【芦澤委員】

児童生徒の自己有用感、幸福感等に関する経年変化を見ると、数値の向上が見られ安心していている。一方で、家庭や地域との連携等に関して、特にコミュニティ・スクール等に関する学校質問の結果では、全国と比べて肯定的回答が下回っているため、今後連携を進めていく余地があると考ええる。

【貞廣教育長職務代理者】

全国平均との比較ではなく、千葉県の子供たちの学習状況の把握や先生方の指導改善に結びつく追加分析を行っていただき、感謝している。小学校算数、分数の問題の解答状況は、現代の子供たちの学びの状況を象徴的に表している結果だと感じる。計算はできるものの、数の概念を理解できていないとは言えず、物事を自分事として捉えられていない状況であり、深刻な問題である。記述式問題の無解答率のグラフの示し方について検討してほしい。

【杉野教育長】

高等学校で、小学校の学習を教えているという先生の話聞き、学習内容を理解しないまま授業を受けてきた生徒がおり、学校が楽しくなかったのではと想像した。テストの点数以上に、児童生徒が抱える「授業がわからない」「勉強がわからない」という状況を無くしたい。県として様々なモデル事業を行う中で得られた成果を生かしながら、引き続き、児童生徒の学力向上につながるように県として十分な予算要求をしていく。

【学習指導課長】

資料には様々な分析や項目があるが、指摘いただいたとおり、「学んでいて楽しい」など、何のために学校があるのかを政策の本質として、引き続き様々な施策を講じていく。

報告1は終了。

報告2 第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）について

【学習指導課長】

「かがわ総文祭2025」は、7月26日から7月31日まで、香川県内各地を会場に、部

門別に開催された。初日の総合開会式では、秋篠宮ご夫妻の御臨席のもと、「讃岐に咲くはオの花たち」をテーマとして、式典、海外招へい校等との交歓会、開催地発表として高校生キャストによる劇の披露など、盛大に行われた。

開催期間中、本県からは、私立高校を含めて、延べ74校、396名の生徒が、17部門に参加した。上位入賞者としては、自然科学部門で、県立長狭高等学校が優秀賞・文化庁長官賞を受賞等、全部で18の賞を受賞した。その他、部門独自の表彰で6の賞を受賞した。このような結果は、日頃、顧問の指導のもと生徒が熱心に取り組んだ成果である。

千葉県は、令和11年に予定されている、第53回全国高等学校総合文化祭の開催地に内定している。県教育委員会では、県内の高等学校の文化部活動を支援するとともに、全国高等学校総合文化祭の開催に向け、先催県の視察等、情報収集を行う他、今年度は開催準備委員会を組織し、準備を進めていく。

報告2は終了。

報告3 令和8年度使用県立高等学校教科用図書の採択について

【学習指導課長】

令和8年度使用県立高等学校の教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第1項第7号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、その内容を報告する。

はじめに、県立高等学校の教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び県立高等学校管理規則第15条により、文部科学大臣の検定を経た教科書等について校長の選定に基づき、教育委員会が毎年度採択することとなっている。採択については、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第1項第7号の規定に基づき、教育長の専決事項としている。教科書採択の事務手続きは、5月に行う各学校の教務主任を対象とした説明会である「高等学校教科書選定連絡協議会」から始まる。協議会では、採択事務や公正確保の徹底について指導した。これを受け、各高等学校では、教科書選定原案を校内の各教科会、教科書選定委員会、職員会議等で慎重に審議し、策定された学校選定案を最終的に学校長が決裁する。その後、県立高等学校教科書の選定及び需要数の報告書を作成し、県教育委員会に提出する。事務局では、各学校から報告された書類をもとに、令和8年度使用教科書一覧表や教科書選定理由書などの記載内容について精査し、指導・助言を行ってきた。この結果、各学校において選定した教科書は、校内における十分な審議及び調査研究を経て公正に行われたこと、それぞれの学校の教育活動を効果的にを行うために適切なものであることを確認し、教育長の専決により採択した。

続いて、文部科学省から通知された、教科書採択に係る特に留意すべき事項を域内の全ての県立高等学校に対して周知するとともに、県民から教科書採択にいかなる疑念の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すように指導してきた。

続いて、報告資料6ページの資料は、今回採択した令和8年度使用県立高等学校教科用図書の需要数総括表であり、需要数を教科・科目別にまとめた一覧である。高等学校では、令和4年度から現行の学習指導要領が実施されており、令和4年度以降の入学生については現行の学習指導要領対応の教科書から、選定となっている。6ページの表の種目冒頭にある、第1部とは、現行の学習指導要領に基づく令和4年度以降の入学生が使用するものであり、7ページの第2部とは、旧学習指導要領に基づく教科書となっており、一部の専門科目の教科書として選定されている。なお、8ページから24ページは、各教科・科目の教科書発行者ごとの集計表となっている。以上、県立高等学校の教科用図書の採択手続きについて報告する。

報告3は終了。

報告4 令和8年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

【特別支援教育課長】

令和８年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第１２条第１項第７号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、その内容を報告する。

県立特別支援学校、小学部、中学部で使用する教科書採択について、２５ページは根拠法令等、２６ページは採択のしくみについて、２６ページ中段からは、小学部・中学部で使用する教科書の種類を示している。特別支援学校では、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた特別な教育課程を編成できることから、文部科学大臣の検定を経た教科書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、学校教育法附則第９条第１項に規定する教科用図書に基づく一般図書の３種類の中から、校長が教科用図書を選定する。２７ページ、２８ページは、特別支援学校小学部の採択状況について、２９ページ、３０ページは、中学部の採択状況についてまとめたものである。３１ページから３４ページまでは、学校教育法附則第９条第１項に規定する教科用図書に基づく一般図書を一覧にまとめたものとなる。

続いて、県立特別支援学校、高等部で使用する教科書採択について、３５ページには、根拠法令等と採択のしくみについて、３６ページには高等部で使用する教科書の種類、３７ページには、教科書採択の流れを示してある。特別支援学校高等部で使用する教科書には、３５ページの県立特別支援学校管理規則第１４条第２項に示されているとおり、文部科学大臣の検定を経たものと、文部科学省が著作の名義を有するものがある。また、第１５条に示されているとおり、教科書の発行されていない教科又は科目について、教科書に準じて使用する準教科書がある。３８ページは、令和８年度使用県立特別支援学校高等部の教科書の採択状況と需要数をまとめたもの、３９ページ以降は、教科書ごとの需要数を集計したものである。

事務局では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第１項第６号に基づき、各学校の校長が選定した小学部・中学部及び高等部の教科用図書が、児童生徒の実態に即しているか、教育活動を効果的に行うために適切であるかなど、選定理由等の聞き取り調査を行った上で、適切であると判断し、教育長専決により承認された。以上、令和８年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択手続きが終了したことを報告する。

報告４は終了。

委員報告 TOKYO GLOBAL GATEWAYへの視察について

【花岡委員】

８月２６日にTOKYO GLOBAL GATEWAYへ、杉野教育長と永沢委員と視察したので、私から報告する。この施設は、様々な場面が設定されており、英語を実践的に学べるようになっており、千葉県の高校生が中級と上級の２つのコースに分かれて体験する様子を見てきた。施設内は、アトラクション・エリアとして飛行機の機内のセットやホテルのセット、買い物をする施設のセット等、様々な場面のセットが精巧に作られており、アクティブイマージョン・エリアでは、いろいろな体験ができる施設となっていた。上級コースの高校生は、講師が英語で指示を出していたものを、ほぼ聞き取れていた様子に驚き、今の学校での英語教育は昔とは異なり、実践的な学びをしているのだということを感じた。一方で、恥ずかしさからか英語を発することをためらっている様子もあり、日本人の弱点といえる部分も見られた。各グループには、エージェントと呼ばれるファシリテーターがついており、指示に対してグループ内で相談しながらミッションをクリアしていくという形で進められていた。それぞれに配られるミッションカードは同じでなく、具体的なシチュエーションが記載されているため、誰かと同じことを真似るというだけではミッションをクリアすることはできず、自分自身がどういう行動を起こせばいいかということを考える仕掛けがされており、自然と主体的、対話的な深い学びが行われていた。パンフレットには、「英語が好きか」と、「施設での体験が楽しかったか」という質問のクロス集計が示されていたが、「英語があまり好きではない」や「英語

が好きではない」という利用者の90%以上が、「楽しかった」という回答をしていて、英語が好きではない利用者でも、英語を使った体験の楽しさを感じることができていることがわかる。英語への苦手意識を払拭し、英語が好きだということから興味を持って学習に取り組めることができ、テストの点数にかかわらず勉強が好きだという子供を育てることに繋がる体験ができる施設であると感じた。県としては、この施設の取組を参考にしながらも同じことをやっていくのではなく、先生方自身がなぜ英語が好きなのかというような部分から子供たちにアプローチをしていてもらいたいと感じた。

委員報告 令和7年度1都9県教育委員会教育委員協議会への参加について

【貞廣教育長職務代理者】

8月28日、29日に、令和7年度1都9県教育委員会教育委員協議会が山梨県で開催され、参加してきたので報告する。1日目は、「専門高校の魅力向上について」というテーマで、文部科学省からの行政説明の後に、それぞれの県の情報を持ち寄りながら協議をした。専門高校の重要性は、どの県でも実感していながらも、子供たちや保護者の心に訴求せず定員の充足に苦勞している点や、専門性を身に付けたことを生かす労働市場への接続がうまくいっていない実態があることを共有した。専門高校の魅力向上の重要性をもっと周知して、力や気持ちのある子供たちに入学してもらうことが重要だということを再認識した。2日目は、「専門高校の魅力向上について」というテーマと連動した高校である、山梨県立笛吹高等学校を視察した。ここは、普通科と農業科が統合された高校で、普通科だけではなく食品科学科、果樹園芸科、総合学科の4学科ある。「笛吹グローバル」という、主体的に地域課題を解決していくための探求的な学びを1年生からプログラム化しており、環境的な学びをし、地域に出て課題を抽出してそれを解決するにはどうしたらいいのかということ、共同的に考え、地域提案をすることをしている。グラデュエーション・ポリシーを「生涯を通じて生きる力の基礎となる『主体的に学ぶ力』を育て、地域に根ざし、地域に貢献し、地域のリーダーとなる人材を育成する学校」としており、実際に市に対して提案をして、施策につながるというような成功体験により、自分たちの主体的な取組が還元されるという学びができている。専門高校の魅力向上に向けては、県が牽引してだけでなく、専門高校のある地域の人々がカリキュラムに関わり、子供たちを育ててくれるかが重要であることも改めて感じた。

<傍聴・報道 退出>

第32号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第33号議案 職員の懲戒処分について

第34号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第35号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 3 6 号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

1 0 教育長閉会宣告

令和 7 年 1 0 月 1 5 日 署名人